

# 課外活動中の事故と大学の責任（二）

南川和宣

はじめに

第一章 前提—大学における学校事故訴訟の特色

第一節 安全義務

一 私立大学

二 国公立大学

第二節 違法性要件

第二章 裁判例の分析

第一節 課外クラブ活動の大学教育における位置づけ

第二節 大学の安全義務の範囲

一 一般抽象的安全義務と個別具体的的安全義務

二 個別具体的の義務が課される特段の事情とその際における具体的措置の内容

第三節 顧問の責任

一 部長・顧問の地位および個別具体的の義務の否定

二 例外的な場合の個別具体的の義務

三 特殊な裁判例

（以上本号）

第三章 考察

おわりに

### はじめに

我が国の多くの大学においては、各種スポーツをはじめとするクラブ・サークル活動が活発に行われており、それらに参加する学生にとって、クラブ・サークルは大学生活の大きな部分を占めている。また、大学間の対校戦やリーグ戦において、出場する学生は大学を代表して競技等を行っているように見えるし、大学によつては運動部の成績向上に熱心に取り組んでいるところも見受けられる。しかし、他方で、建前上、一般に大学は深く専門の学芸を教授研究する場であつて、これらの活動は大学が容喙しない自主的な課外活動であるともされている。

このような状況の下で、クラブ活動中に事故が発生した場合、大学の責任はどのように考えられるのであろうか。この点に関し、大学における学校事故に対する賠償責任は、学校事故の研究分野のなかでも取り残された部分である、との指摘がある<sup>(1)</sup>。そして、大学事故の課外活動分野についてとなれば、研究はさらに限られている<sup>(2)</sup>。したがつて、本稿では、これまでの裁判例を整理した上で、大学及び顧問等の責任について幾つかの視点から考察を行うことにする。<sup>(3)</sup>

なお、本稿で取り扱う裁判例は、東京地判一九七三（昭四八）・八・二九判時七一七号二九頁（私立大学空手愛好会の下級生への暴行死亡事故、拓大空手愛好会事件、以下①判決）、東京地判一九七四（昭四九）・一一・一二二学判一〇二二・三

一・二三（国立大学航空部の移動中の追突死亡事故、名古屋大学航空部事件、②判決）、東京地判一九七四（昭四九）・四・九判時七五三号五〇頁（私立大学野球部グランドにおける部員の投球練習による園児死亡事故、帝京大学野球部事件、③判決）、浦和地川越支判一九八〇（昭五五）・一二・一二判時一〇一九号一一一頁（私立大学合気道部の合宿練習中の頭部打撲死亡事故、城西大学合気道部事件、④判決）、大阪地判一九八二（昭五七）・一・一二判時一〇四四号四一五頁（私立大学カヌー部練習中の死亡事故、関西医科大カヌー部事件、⑤判決）、山形地判一九八三（昭五八）・二・二八判タ四九四号一三五頁（国立大学ヨット部の合宿練習中の死亡事故、宮城教育大ヨット部事件、⑥判決）、東京地判一九八五（昭六〇）・一二・一〇判時一二一九号七七頁（私立大学合気道部の合宿中の後頭部打撲重傷事故、明治学院大学事件、⑦判決）、大阪地判一九八六（昭六一）・四・一七判タ六二一号一二二頁（私立大学アニメ研究会合宿における水泳訓練中の溺死事故、大阪経法大アニメ研事件、⑧判決）、大阪地判一九八六（昭六一）・五・一四判時一二一七号八八頁（国立大学ヨット部の転覆死亡事故、大教大ヨット部事件、⑨判決）、京都地判一九八六（昭六一）・九・三〇判時一二三二号一〇九頁（私立大学応援団の下級生集団暴行死亡事故、花園大学応援団事件、⑩判決）、仙台高判一九八八（昭六三）・三・三一学判一〇二一・三八五・一〇（前記⑥判決の控訴審、⑪判決）、大阪高判一九八八（昭六三）・六・二九判時一二八九号五八頁（前記⑩判決の控訴審、⑫判決）、最高裁判一九九一（平四）・一〇・六判時一四五四号八七頁（前記⑩判決の上告審、⑬判決）、松山地判一九九六（平八）・八・二八判タ九六八号一六〇頁（国立大学合気道部の合宿練習中の頭部打撲死亡事故、愛媛大学合気道部事件、⑭判決）、長崎地判一九九九（平一二）・一・一二訟務月報四五卷一二号二四二頁（国立大学空手部合宿練習中の熱射病に起因する精神分裂病の発病事件、長崎大学空手部事件、⑮判決）である。<sup>(4·5)</sup>

## 第一章 前提―大学における学校事故訴訟の特色

本章では、裁判例の分析（第二章）に先立ち、学校事故に関する訴訟上の特徴及び問題点について整理する。すなわち、まず大学事故における法的責任の根拠を私立大学、国公立大学の順でみたうえで（第一節）、違法性の要件（第二節）について言及する。

### 第一節 安全義務

#### 一 私立大学

私立学校に対する責任追及として、大きく分けて不法行為・使用者責任と債務不履行責任の二つがある。前者については、理論的には法人に対する不法行為責任（民法七〇九条）の追及もあり得るところであるが、一般的には教育担当者等の不法行為を前提にした使用者責任（民法七一五条）が争われる。この際の不法行為法上の注意義務は、一般抽象的なもの（例えば、「教師を始め学校側に生徒を監督し事故の発生を防止する一般的な注意義務」や「学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務」等）と個別具体的なもの（個別具体的な場面での教員等の具体的な注意義務）に分けて論じられる。後者の債務不履行については、私学関係が契約関係であることから、安全配慮義務<sup>(7)</sup>（一般抽象的安全配慮義務）が認められ、教員等履行補助者によるこの義務の懈怠（個別具体的な安全配慮義務違反）が債務不履行（民法四一五条）として争われる。私立学校における教員個人の責任は、教員個人が被告とされて不法行為責任（民法七〇九条）が直接対外的に追及される場合（対外的賠償責任）の他、前述の学校設置者に対する

る責任の前提として、被用者の過失（＝注意義務違反）ないし履行補助者の義務懈怠という形で論じられる。

しかし、民法学における安全配慮義務の性質を巡る多彩な理論状況を背景に、実際の裁判例においては、特に下級審の裁判例を中心にして、不法行為の枠内において安全配慮義務が論じられることがある。<sup>(8)</sup> なお、このような裁判例に対し、最高裁は、「原判決の判示中には、学校法人自身の在学契約上の義務と当該学校法人の被用者の不法行為法上の注意義務とを混同しているかのような部分があつて、その説示において必ずしも適切でない憾みがあるが、<sup>(9)</sup> 「と述べているが、このような混同は通常の学校事故においてあまり大きな問題とされていない。<sup>(10)</sup>

## 二 国公立大学

### （一）国家賠償法の適用

国公立学校における学校事故の場合については、原則として不法行為の問題であると考えられ、裁判例においては国家賠償法一条を適用して不法行為責任（すなわち担当公務員の過失を前提にした国又は公共団体の責任）が追及される。ちなみに、なぜ学校事故に国家賠償法が適用されるかについて、判例は特に説明をしていない。とりわけ、裁判例の多くは、国公立病院等の医療事故については、医療行為を公権力の行使ではないとしており、国家賠償法全体の問題として必ずしも広義説（国家賠償の対象を画する要件である「公権力の行使」を公権力の発動作用に限らず、民法その他私法が適用されるべき純粹の私経済的作用および国家賠償法一条が適用される場合を除いた非権力的公行政作用をも含むとする説）が貫かれているわけではないといえる。

他方、学説においては、国公立学校における事故の場合に適用される条文が、民法不法行為法であるのか国家賠償法で課外活動中の事故と大学の責任（二）（南川）

あるのかが、かつては盛んに議論された。この問題は、そもそも国家賠償法の射程をどこまで及ぼせるべきか、具体的には国家賠償法の「公権力の行使」要件をどのように解釈するかから始まり、民法不法行為法と国家賠償法のメリット・デメリットを検討することに帰着する。なぜなら、「公権力の行使」については、現在学説・判例とも広義説を支持しているところ、狭義説（公権力の行使を國家統治権に基づく優越的な意思の発動に属する公務員の行為に限定する説）と広義説の主要な差異がまさに学校事故において見られるのであって、学校事故を国家賠償の対象とするためには、本来的に非権力的な作用である教育活動及びそれに起因する学校事故を国賠法上の「公権力の行使」ととらえる必要があつたからである。もちろん、「公権力の行使」が法体系において必ずしも統一的に解釈される必要はなく、また、国家賠償法に当初の役割を超えて、一般的な救済法としての機能をもたすための解釈は許されるだろうが、その場合においても以下のこと 注意が必要である。すなわち、非権力的な行政活動については、公権力の行使の要件から外れても即救済の途が閉ざされることはなく、民法不法行為法の適用が広く予定されている点である。<sup>(12)</sup> したがつて、ここに民法不法行為法と国家賠償法のメリット・デメリットが検討されることになる。

学校事故等に国家賠償法を適用するメリットとしてかつては、民法不法行為法と比較して①使用者免責規定が存在しない点、②求償権行使に関して制限的な規定をおいている点、③行為者個人に対する直接請求（公務員個人の対外的賠償責任）が排除されると考えられている点、があげられていた。しかし、現在では、①および②については民法との関係においてその差異は著しく相対化し、③についてのみ区別の実益があるとされている。ただ、③の公務員個人責任の否定は明文ではなく、公務執行の萎縮や公務の適正な執行の阻害を根拠に主張されるが、これらは教育公務員についても当てはまると考えられている。特に、公務員教師個人が被害者から訴追されることは、教師の身分保障という教育法原理（教育

基本法六条二項等)にかなうからである。<sup>(13)</sup>このように国家賠償法を用いる最大のメリットは③の点にあるが、これは被害者救済上のものではないことに注意が必要である。<sup>(14)</sup>

他方、学校事故に國家賠償法を用いるデメリットとしては、行為規範が存在しない場合が多い学校事故を国家賠償に取り込むことによつて、違法・過失概念が多様化し、その統一性が損なわれる点があげられている。<sup>(15)</sup>また、外国人被害者救済に関して、相互主義が定められている点も指摘されている。<sup>(16)</sup>

学説においては、以上の点を検討した上で、公務員個人に対する請求について何らかの手当がなされるならば、将来的には学校事故を民法不法行為法の処理に委ねることも検討に値するとの指摘もある。<sup>(17)</sup>

しかし、以上の問題は、現在においては、そもそも議論する実益に乏しい。なぜなら、両者には前述の差異を除いては、訴訟提起に際して不便はないからである。つまり、原告が訴訟を提起するにあたり適用法条を示したり、法律的呼称をもつて表現する必要はないとする見解<sup>(18)</sup>があり、判例もこの立場をとつていると考えられているからである。<sup>(19)</sup>

## (二) 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償責任

近時、学校事故に関して、従来の不法行為責任ではなく、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任に基づき損害賠償を認定する裁判例が現れている。このような損害賠償責任は、前述の私立学校(契約関係)だけでなく、国公立学校についても信義則を手がかりに認められている。<sup>(20)</sup>このような事態に対して、学説においては、不法行為(国家賠償)と安全配慮義務違反との間でのメリット・デメリットが検討されてきた。そして、この点につき例えば、両者は、過失・義務懈怠の認定において差がないとされ、さらに時効について後者にメリットがあることから、学校事故を安全配慮義務の問

題として処理するほうが適切であるとする見解もある。<sup>(21)</sup>

しかし、実際の裁判例においては、私立大学と同様<sup>(22)</sup>、不法行為（国家賠償法一条）の枠内において安全配慮義務が論じられることがある。<sup>(23)</sup>

本節で見たように、学校事故において学校側の責任を追求するにあたっては、被告が学校設置者であるか教員個人であるか、不法行為、債務不履行、安全配慮義務違反であるか、といった多様な形態が考えられるのであるが、どのような争い方であっても教員等学校側の（過失の前提となる）注意義務（安全確保義務や安全保持義務といわれるもの）や安全配慮義務の範囲、そして両者の義務違反の認定基準については基本的に異なるものではなく、事案の性質ごとに共通であると考えられている。<sup>(24)</sup>

したがつて、次章で扱う裁判例も、その請求の理由・根拠は様々であるが、その中で示されている不法行為法上の注意義務も、安全配慮義務も、どちらも、本稿では「安全義務」<sup>(25)</sup>として区別することなく論ずる。

## 第二節 違法性要件

学校事故に関する裁判例、特に国家賠償法が適用される国公立学校に関する裁判例を検討するにあたり、あらかじめ指摘しなければならない点として、違法性の要件が前面に出ないという特徴がある。国家賠償法の適用に際し、行政法規・根拠法令という行為規範が存在する行政処分に起因する損害については、通常、違法性の要件と故意過失の要件が二元的に判断できるのに対し、学校事故については、原則的に損害の認定につき過失のみが一元的に判断されている。ここで

は、過失があることから違法性の存在も同時に認定されるという構造か、過失が認定されるだけで賠償責任が認められる構造がとられているのである。<sup>(26)</sup>

その理由としては、次の二点が考えられている。まず、教育活動においては行為規範があらかじめ具体的に特定しがたい点である。次に、教育の特殊性、すなわち、生徒と教師の信頼関係を重視する教育領域において違法を問題とすることがためらわれるという教育独自の理由がある。<sup>(27)</sup> なお、体罰については、教師による積極的な加害行為が問題になり、さらに、体罰を禁止した学校教育法一一条という行為規範の存在故に、加害行為の違法性が認定される点に特徴があり、他の類型とは異なる特別の取扱いがなされる。<sup>(28)</sup>

## 第二章 裁判例の分析

前章で見たように、学校には安全義務があり、これを怠たり事故が発生した場合には過失なしし安全配慮義務違反が認められ、損害賠償責任が肯定されることになる。本章では、その義務の内容を大学（第一節）、顧問（第三節）の順に見ていくことにする。

### 第一節 課外クラブ活動の大学教育における位置づけ

大学における課外活動中の事故に関する学校側の責任を論ずるに際しては、例えば小学校における正課授業中の事故のように、学校側に安全義務が当然に認められるところからスタートできるわけではない。学生の自主的活動であって、大學が直接関わりを持たない課外クラブ活動については、そもそもなぜ大学に安全義務が課せられるのかという点から論じ

なければならぬ。この点につき、大学の場合を含めて、学校事故一般においては、従来より「教育活動の一環」の概念が重要な役割を担つてゐる。すなわち、小中学校の校外活動や特別活動中の事故については、当該活動を教育活動の一環と位置づけた上で、学校側に安全義務が課せられると考えられてゐる。最高裁も、例えば中学における課外活動中の事故について、「課外のクラブ活動であつても、それが学校の教育の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定するることはできない。」<sup>(30)</sup>と述べて、教育活動の一環であるならば安全義務が課せられるとの解釈をとつてゐる。この点に関し、結論を先に述べれば、大学の課外活動についても、現在の裁判例は、大学における課外活動自体を大学の教育活動の一環として位置づけることで、課外活動に対する大学の安全義務を根拠づける理論構成を主流にしている。

もつとも、このような考え方が当初から一般的であつたわけではない。例えば、昭和四九年のある裁判例<sup>(31)</sup>においては、「航空部は前示のとおり、大学の付属機関とはいえず、また、部の運営および活動はすべて学生の自治的有意思に委ねられ、法規あるいは大学学長の指揮監督にしたがつて行われるものではないから、結局、航空部の活動は一般的に大学の実施する教育であるとはいえない」と述べて、クラブが大学の組織ではないこと、及び部活動が自主運営されていることを根拠に、課外活動を大学の教育活動の一環とは位置づけていなかつた。また、当時の学説も当時のクラブ活動に関する実情に鑑みて、クラブ活動は教育活動の一環ではないとしていた。<sup>(32)</sup>ただし、当時の学説においても課外活動が教育活動の一環でないことをもつて、直ちに大学側の責任が否定されるとは考えられていなかつた点には注意が必要である。

これに対して、昭和五七年のある裁判例<sup>(33)</sup>においては、私立大学における課外クラブ活動の位置づけについて、以下のように述べている。すなわち、「クラブ活動は、運動系、文化系を問わず、それ自体叙上の専門教育とは必ずしも直接にか

かわるものではないが、教養を深め、心身の鍛錬をはかるなどの点に教育的意義を見出すことができるばかりでなく、クラブ活動が自主的に行われること自体に少なからず教育的意義を見いだすことができるといえよう。<sup>(35)</sup>とした上で、「被告大学がクラブに部室を与えたり、自治会に経済的援助を与えたりしてクラブ活動を奨励するのは、右の目的に出るものと認めるべく、その意味では、被告大学におけるクラブ活動も被告大学の教育活動の一環にとり入れられているものといえ」<sup>(36)</sup>る。また、国立大学についても、「国立大学における教育は、国立学校設置法六条の一、七条及びこれらの規定に基づき文部省が定める『国立大学の学科及び課程並びに講座及び科目に関する省令』によつて定められた学科及び課程内容に従つて行われるべきものであるが、課外クラブ活動は、右法令の根拠に基づくものではなく、教育課程外の活動であつて、それ自身前記の専門教育とは必ずしも直接に結びつくものではない。しかし、課外クラブ活動は、教養を深め、心身の鍛錬を図るなどの点に教育的意義を見いだすことができるばかりではなく、課外クラブ活動が自主的に行われること自体に少なからざる教育的意義を見い出すことができるといえる。<sup>(37)</sup>とした上で、同様に「(大学がクラブを援助、奨励することは)右の目的に出たものであり、その意味で、大学における課外クラブ活動も大学の教育活動の一環にとり入れられているものといえ」とする裁判例がある。<sup>(38)</sup>この裁判例では、前述の裁判例とは逆に、部活動がまさに自主的に運営されている点に、教育的意義を見いだし、大学の援助等間接的な関わりを手がかりに課外クラブ活動を大学教育の一環と位置づけ、大学の安全義務を根拠づけている。<sup>(39)</sup>これは、文化系サークルであつても同じである。<sup>(40)</sup>また、最近の裁判例も、大学側が「いわゆる学生団体の設立を承認して、学生らの課外活動を認め、その活動を通じて学生らの大学生活における教育目的の達成を期待しているところであるが」と述べ、「大学教育活動の一環」との語は用いてはいないが、課外活動が大學(生活)の教育目的達成の手段であり、そのことから大学の安全義務が根拠づけられることをあらためて確認している。<sup>(41)(42)</sup>

このような裁判例の流れに呼応して、学説においても、課外クラブ活動を教育活動の一環として位置づける見解が定着している。<sup>(43)</sup>

このように課外クラブ活動が大学の教育活動の一環であると解すると、大学がその教育活動において負う安全義務は一応、課外クラブ活動にも課せられると解しやすい。

しかし、大学の安全義務を認める裁判例のすべてが大学の責任を判断する前提として、課外クラブ活動を大学教育の一環と位置づける手法をとっているわけではない。裁判例の中には、前述のように大学はその教育活動につき安全義務を負い、課外活動も教育活動の一環であるとの理論構成を探らず、課外活動に対しても大学が教育的立場から持つ「管理・教育権限」が及ぶことを理由に、課外活動に安全義務を課すものがある。例えば、ある裁判例<sup>(44)</sup>においては、「大学は、右設置目的（学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的道德的および応用的能力を開発すること）を達成するため必要な事項について当然に学生を規律する包括的な管理・教育権限を有し、単に（中略）学科及び課程内容に従つて行う教育についてのみならず、学生自らが自主的に行ういわゆる課外活動についても教育的立場からこれを規律し管理する権限を有（し）」、「そして、右のとおり本件ヨット部の課外活動に対し本件大学の管理・教育権限が及ぶ以上、本件大学はその管理・教育権限に対応する範囲内で本件ヨット部に所属する学生の身体、生命について安全配慮義務を負うものというべき」と述べ、「管理・教育権限」の面から<sup>(45)</sup>、大学のクラブ活動に対して一般的な安全義務を根拠づけようとする。他方で、同じく「管理」の面に注目したうえで、問題の個別具体的な行為・危険が大学の管理可能な領域に存するか否かをもって、具体的責任を判断する裁判例<sup>(46)</sup>もある。この裁判例は、「安全配慮義務とは、被告学園の管理可能な領域において、客観的に予測される学生側の危険に適確に対処し、事故の発生を未然に防止すべき義務と

観念するのが相当であ（り<sup>48</sup>）とした上で、「（応援団の日常的な暴行を）十分に承知していたというべきであるから、応援団に所属する下級生であつたA（被害者）の生命・身体に危険が存したことは、被告学園にとつて客観的に予測の範囲内のことであつたと解するのが相当」<sup>49</sup>として、「管理可能な領域<sup>50</sup>」の射程内にクラブ活動中の具体的危険（応援団の暴行による学生の生命に対する危険）を位置づけることで、より直接的に大学の責任が判断されている。もつとも、この判決の控訴審<sup>51</sup>においては、大学は「大学教育を行うものとして、大学自治の要請のもと、学内において高等教育が行われるにふさわしい秩序を維持し、これに反する違法状態を是正し、違法行為を排除すべき第一次的権限と義務を負い、そのため、大学の施設につき、また大学の右構成員に対し、適切な管理の権限と義務を有することができる」<sup>52</sup>とした上で、「応援団活動は、控訴人の教育活動そのものであるとはいえないが、控訴人の管理する学園におけるクラブ・サークル活動として少なくとも控訴人から容認されていたといいうるから、前記のとおりの控訴人の管理の権限及び義務に伴い、これに参加している学生の活動に関しても控訴人の安全配慮義務が及ぶといふことができる。」<sup>53</sup>として、クラブ活動を教育活動の一環として位置づけることなく、「管理の権限及び義務」から、違法状態に関してではあるが課外活動に対する一般抽象的な安全義務を大学に課している。

## 第二節 大学の安全義務の範囲

### 一 一般抽象的安全義務と個別具体的的安全義務

前節で見たように、大学の課外クラブ活動においても原則的に大学には安全義務が課せられると考えられる。ただし、大学の課外クラブ活動に対する安全義務の範囲は中学校、高等学校までのそれとはかなり異なるものになつていて、<sup>54</sup>と考

えられている。裁判例も、クラブ活動であっても、大学側は一般抽象的なレベルにおいては、確かに安全義務を負うとするのであるが、「大学当局は学生団体の課外活動に個々的に介入するなどして具体的に危険防止のための安全義務を負うとすす義務まで負うものではない」<sup>(55)</sup>、「通常の個々のクラブ活動において大学当局が常にクラブ員の安全を配慮してクラブを指導監督を（ママ）しなければならないものではない」というべきである<sup>(56)</sup>、「クラブ活動における通常の練習の過程においてクラブ員に生じうべき危険防止についてまで大学が具体的な諸方策を講じなければならぬ義務はない」というべきである<sup>(57)</sup>、「さらには、「各部における運動技能の練習をはじめ個々の具体的な活動面においては、たとえその活動が一般的に事故の発生につながる危険を伴うものであるとしても、およそ事故発生防止を図る義務を負わないものと解するのが相当である。」<sup>(58)</sup>と述べて、原則的に、大学当局に対し個別具体的な安全義務を課さないという方針を繰り返し述べている。

したがつて「課外活動における安全確保及び事故発生防止は、課外活動に携わる学生らが自らの判断に基づき自らの責任で自主的に行なうことが期待されているものというべき」<sup>(59)</sup>となる。

ここで大学が負う一般抽象的安全義務の内容について裁判例をみれば、事故防止を第一次的に学生に負わせた上で、「副次的に顧問教官等を通じて学生らに対し航海の安全確保に対する注意を喚起するための指導助言をなす内容、程度で足り」<sup>(60)</sup>とし、顧問教官において機会がある度に、本件ヨット部の学生に対し安全確保に対する注意を喚起していたこと等から考えて、「大学の負うべき安全配慮義務の内容、程度として欠けるところがあつたとするることはできない」<sup>(61)</sup>とすることから、一般的な指導助言が、一般抽象的な安全義務の内容として捉えられていることが伺える。<sup>(62)</sup>また、(14)判決は、「愛大当局は、設立を承認した運動部系学生団体に対し、広報誌による事故防止の呼びかけや、年一回の割合で体育会系サークルリーダー研修会を開催して危険防止に関する一般的な研修会を行つてきたこと、また、学生団体による日常の課外活動は各部員の

自主性に委ねて介入することはしていないが、重大事故が発生した場合には、事故の発生状況、原因、再発防止対策等について報告を求めるなどしてきており、本件事故前に発生した服部の事故の際にも、愛大合気道部の主将及び顧問教官から口頭での詳細な事故報告を受けたうえ、学生部長の指示で合宿を一時中止させ、主将らに対し注意を喚起して、再発防止を誓約した事故報告書を提出させていることが認められ、愛大合気道部を含む学生団体に対し、一般的な安全配慮義務を一応尽くしていたものと認めるのが相当である。<sup>(64)</sup>」と述べて、日頃の啓発活動やこれまでの事故状況の聴取によつて一般抽象的安全義務が満たされると考えているようである。

このように、大学の課外活動に対しても個別具体的な安全義務が原則的に否定される理由の第一としては、大学における課外活動のあり方が自主的であるべきこと、をあげることができる。裁判例では、「(大学の) 課外活動については、大学生の年齢、能力や社会的地位、活動目的からして、高等学校以下の教育機関とは異なり、本来、学生らによる自主的運営に委ねられているというべきである。<sup>(65)</sup>」と述べ、大学生の年齢や大学クラブ活動の活動目的から、まずクラブ運営の自主性を導き、「自主運営であるべきこと」を理由に、大学の教育活動の一環である課外活動に対する、大学側の個別具体的な安全義務を否定している。<sup>(66)</sup>

また、このような「自主的運営によるサークル活動の教育的意義」と並んで、大学生の年齢に注目し、「大学における学生は、元来、成年者ないしそれに近い年齢の者であつて一般的の判断力を充分に備えているものと考えられること」と述べ、大学生の判断能力を直接的に理由の一つにあげるものもある。<sup>(67)</sup>

第二に、特にスポーツ系のクラブ活動につき、あくまで積極的な理由としてではないにしろ、大学側の事情として具体

的危險除去能力がない点が考慮されることがある。裁判例においては、スポーツ活動の危險性に対する対策および注意はかなりの程度に定型化され単純化されているというスポーツの特質、課外クラブ活動の自主性、及び構成員の肉体的・精神的発達状況の三点を考慮したうえで、「(スポーツ活動において)大学側の指導育成を必要とすべきものではない」というべき<sup>(69)</sup>とし、それに加えて、「もととも大学当局は、スポーツ系の大学ならばいざ知らず、一般的には各種スポーツから生じる危険を除去する具体的な諸方策を逐一指導し、またはその対策を立てる能力をもつものではないと考えられる。<sup>(70)</sup>」との認識が示されている。もつとも、スポーツ系大学であっても結論は同じであるようである。<sup>(71)</sup>

他方、主に大学の課外活動の性質に直接注目したこれらの裁判例と異なり、より本質的に「大学の教育機関としての特殊性」を理由の一つにあげる裁判例もある。⑦判決は、「大学が、年齢的にも成年前後の、判断能力及び批判能力を一応備えた学生を対象に、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開拓させることを目的とする（学校教育法五一条）教育機関であることに照らすと、大学生に対する大学側の安全配慮義務の内容及び程度は、右の判断能力及び批判能力が充分でない児童生徒を相手に、心身の発達に応じて、知識の伝達と能力の養成を中心とした教育を施すことを目的とする高等学校以下の普通教育機関における場合に比べて、質的な差があるといふべきである。<sup>(72)</sup>」と述べて、大学の安全義務の内容及び程度はそもそも基本的に低いことを前提にし、その上で、「課外活動については、中学校程度の普通教育機関においてすら、それが本来生徒の自主性を尊重すべきものであることに鑑み、正課における場合に比べて学校側の指導監督及び事故防止義務の軽減が認められている<sup>(73)</sup>」として、大学の課外活動は二重の意味において責任の軽減が図られると考えている。<sup>(74)</sup>

## 二 個別具体的な安全義務が課される特段の事情とその際の具体的措置の内容

### (一) 特段の事情

裁判例は、いかなる場合にも個別具体的な場面で大学側に安全義務が課されないと考えているわけではなく、例外的な場合においては、大学当局が個別具体的措置を講じる義務を負うとする。以下、裁判例において言及された例外的な場合、すなわち特段の事情を整理すれば、四類型にまとめることができる。<sup>(75)</sup>

① 「クラブ活動が本来の目的を逸脱しまだはそのおそれがあると認められたとき」<sup>(76)</sup>、「サークル活動の本来の目的から逸脱し違法行為に及んでいるような場合」<sup>(77)</sup>、「当該学生団体が課外活動の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情が認められる場合」<sup>(78)</sup>、より具体的に表現したものとして、「もとより、クラブ内でリンチや練習に名を借りたしぐき等クラブ活動の目的から逸脱した行為によって危険を生じうべきとき」<sup>(79)</sup>

この類型は、「目的逸脱のおそれがある場合」<sup>(80)</sup>であればかなり広範な状況を把握するのに對し、「目的を逸脱した違法行為を恒常に」とすれば相当限定されたものになる。

② 「強いていえば管理面からの安全を守る義務—例えば物的施設に安全性を欠く事態が生じた場合」<sup>(81)</sup>

③ 「大学構内における事故の発生を認知した場合」<sup>(82)</sup>

しかし、この類型に対しても、「大学当局が、本件事故の内容を詳しく調査したり、国を除く被告ら（学生等）に対し原告の救護措置の指示をしなかつたことをもつて、被告間に安全配慮義務違反があつたとはいえない。」<sup>(83)</sup>とする裁判例もある点に注意が必要である。

④ 「課外クラブから届け出されたクラブの構成や活動計画について一見して明らかな安全対策上の不備がありそのクラブ

活動の実施において危険が予想される場合<sup>(84)</sup>、具体的には、例えば「本件ヨット部の部活動が大学におけるヨット愛好者或いは競技者の一般的常識からみて特別に危険なもの」<sup>(85)</sup>である場合

なぜ、これらの場合が例外的に取り扱われるのかについて、例えば①の場合に関する「クラブ活動も在学契約によつて生じる法律関係の及ぶ分野で、クラブ活動は健全なものであつて始めて大学教育の目的に資するのであるから」との説明がなされている。

ところで、これらの特段の事情が認められる場合が裁判例において言及されたのは、概ね当該事実関係のもとでの具体的義務を否定する文脈の中であることとに注意が必要である。<sup>(87)</sup>

### （二）個別具体的な安全義務の内容

右のような例外的な場合において、大学当局が負う個別具体的な安全義務及びその際に大学当局が講じるべき措置としては、クラブ部長・顧問が主体となる安全義務・措置の他（顧問の義務内容については後述）、

①について、「大学としては必要な措置<sup>(88)</sup>をとるなどして危険の発生を未然に防止する具体的措置を講ずべき義務があ（り）」<sup>(89)</sup>、すなわち、「大学当局において適宜警告を発するなどして改善を促し、それでも効果がない場合は、施設利用を禁じたり、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき義務がある」<sup>(90)</sup>

②について、「危険を除去する」<sup>(90)</sup>

③について、「すみやかに救命措置等の適切な事後措置を講じる義務等」<sup>(91)</sup>

④について、「これ（危険）を指摘し、学生らに注意を喚起し、かつそれでもなお改善されないときは、大学当局自体が安全対策を講ずるかあるいはクラブ活動を中止するよう勧告すべき義務があるというべき」<sup>(92)</sup>

であるとしている。このような義務が満たされたか否かの判断にあたり、例えば③の義務について、「速やかに救急車を手配して原告哲史を病院に搬入しており、被告のとった措置にいささかの不手際も見出せないから、被告には、原告主張のような安全配慮義務の不履行はないものとの認められる。<sup>(93)</sup>」と述べている。

### 第三節 顧問<sup>(94)</sup>の責任

裁判例は、顧問の義務について先に見たように、一般抽象的安全義務の内容としての「一般的・抽象的に指導助言する義務」を認める。しかし、個別具体的な安全義務に関しては、後述の一例を除いて、原則的に、顧問には個別具体的な安全義務自体がそもそも存在しないとする。

#### 一 部長・顧問の地位および個別具体的な安全義務の否定

我が国においては、多くの大学において、学生の課外活動を行う団体に、教育的立場から一般的指導を期待する趣旨で顧問教官がおかれている。それぞれの裁判例において認定された各大学における顧問の地位は、「愛大における学生団体の顧問教官については、(中略) 本来学生らによって自主的に運営される学生団体にあって、名目的な地位に止まるのであって、教育的立場に立つた一般的指導といつても、学生団体に対する一般的助言や大学との調整的役割を期待されといふにすぎない<sup>(95)</sup>」、「体育会所属各部の部長及び顧問の地位も、およそ指導者ないし監督者としての実体を備えない、單なる名目的象徴的なものに過ぎないとみとめられる<sup>(96)</sup>」、「単に被告大学と合氣道部との連絡調整役に過ぎず<sup>(97)</sup>」、「顧問ないし副顧問は、(中略) その役割も積極的にクラブ活動の内容を指導監督するものではなく、相談にのる程度の消極的なものにと

どまつてゐる」<sup>(98)</sup>、「顧問は、当該クラブの活動内容に関する、指導監督する義務を負うものではなく、ただクラブやクラブ員に対する助言者ないしは精神的な協力者として側面から援助するものに過ぎないと解するのが相当であつて」などであり、国立・私立、体育系・文化系を問わず、顧問の地位を名目的・象徴的なものと認定し、「指導監督の義務を負うものではない」<sup>(100)</sup>等としている。

裁判例が顧問の地位を右のように考える根拠としては、各事案における以下の様な事実認定が影響を与えていて。すなわち、

①現に実際の指導を行つていないこと  
「教授が監督の立場から部員の練習に立会つたり、自ら部員を指導教授したりしたことは一度もなく」<sup>(101)</sup>

②大学が委嘱したものではないこと

「顧問を委嘱するのは、クラブ員の総意であつて、被告大学ではなく」<sup>(102)</sup>、「顧問教官は、愛大が任命するものではなく、当該学生団体に属する部員らが同大学の教官の中から適宜依頼して就任してもらつております」<sup>(103)</sup>、「部長の人選については、部員の間でこれを行い」<sup>(104)</sup>、「部長は（中略）幹部会の推挙によつて就任し」<sup>(105)</sup>

③就任が任意であること

「申出を受けるか否かは、その教官の任意であつて、就任を義務付けられず」<sup>(106)</sup>

④無報酬であること

「報酬も支給されていない」<sup>(107)</sup>

⑤顧問教官に関する規定が存在しないこと

「学内に顧問教官の地位や職務内容、権限を規定するものは全く存在していない」<sup>(109)</sup>

「大学に顧問教官についての規定も存在せず」<sup>(110)</sup>また、「(部長)就任時およびそれ以後、被告大学に対し、右就任の届出、これに対する許可、承認等の手続きは何人も全くなしておらず」<sup>(111)</sup>

⑥指導者としての能力が問われないこと

「顧問教官については、その資格については格別制限されておらず、当該学生団体に対応する専門の知識を有する必要もなく」<sup>(112)</sup>「顧問は、当該クラブ活動に関して専門的技術あるいは知識を有しているとは限らず、また必要ともされていない」<sup>(113)</sup>、「迎えられる部の運動技能についての熟達度や指導能力とは無関係に選ばれ」<sup>(114)</sup>

⑦部の運営が自主的であること

「部の運営は部員の総意で自主的に行っており、ヨット部がその運営について顧問教官である右被告に相談したり、その指導監督を受けることはなかったのであって」<sup>(115)</sup>

「部の人事、経理をはじめ練習計画や行事予定の決定は部員により自主的に行われ」<sup>(116)</sup>

⑧クラブとの関わり方も任意であること

「興味のある者は、競技会に観戦に行つたり、合宿に参加したりするが、新入生歓迎コンパ等各種コンパのみに参加する」という者もあり、要するに各顧問の任意である」<sup>(117)</sup>

以上の事実を組み合わせた上で、先の結論を導いているのである。

他方で、部長・顧問がクラブ活動に関する各種届出に押印する行為が持つ意味については、「被告の課外活動に対する右のような補助的活動をより効果的に行うため、学生による課外活動の実態を把握する以上に特段の意味を有しないもの

と認められる。<sup>(118)</sup>、「危険防止の観点から慣例に従つて報告的に行われていたものにすぎず、右届出にさいして、顧問教官が具体的に指導監督することを予定するものではなく」<sup>(119)</sup>と評価する。また、そもそも合宿届の性質につき、「長期間通常の住所から離れることが多い合宿の際に学生の居所を把握して緊急の連絡等に備えるためのものにすぎない」<sup>(120)</sup>とする裁判例がある。<sup>(121)</sup>

以上は、裁判例の舞台となつた大学における顧問の実情であり、当然のことながら、直ちに一般化できるものではない点に注意が必要である。<sup>(122)</sup>

## 二 例外的な場合の個別具体的な安全義務

名目上の顧問であつても、前述のような例外的な場合には具体的な措置をとる義務がある。しかし、その場合に顧問がとるべき具体的措置の内容は、「署名・押印を拒否するなり、大学当局に然るべき連絡をすべき立場（義務）」<sup>(123)</sup>、「強いていえば管理面からの安全を守る義務—例えば物的施設に安全性を欠く事態が生じた場合被告大学と折衝して善処するなり、また人的な点例えれば師範、主将らの人柄、指導力等に問題があれば検討する—が問われる程度」<sup>(124)</sup>等に過ぎない。しかし、このような措置を怠つた場合には、顧問・部長が名目的象徴的な地位に止まるものであつても、安全義務違反が認められる可能性がある。<sup>(125)</sup>

以上を整理すると、これまでの裁判例においては、結局のところいかなる場合であつても、顧問には「個々の練習面における事故防止を図る注意義務」は存しない。さらに、これらることは、顧問が技術指導の能力を備えている場合でも同様であり、また、過去に実際に技術指導を行つていた場合であつても、裁判例は、例えば、「ヨット部ないしヨット部員

に対して多少の指導をしたことがあるが、そうしたことがあるからと言つて、直ちに右被告に本件ヨットスクールにつきヨット部ないしヨット部員に対し指導監督すべき義務があるということはできない。<sup>(27)</sup> と考へてゐる。<sup>(28)</sup>

### 三 特殊な裁判例

以上、裁判例は、部長をその実態に照らして名目的・象徴的な存在と認定し、個別具体的な安全義務を課さない傾向にあるが、そのような判断とは一線を画する裁判例<sup>(29)</sup>も存在する。③判決は、「野球部長は、部の最高統括責任者として、自らは野球練習の技術的指導に当たらない場合にも、部員及び部員以外の第三者にとつて危険のない場所を選んで練習をさせ、かつ部員に対しては安全をよく確かめて練習すべきことを、直接または監督をとおして厳重に注意指導して事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。<sup>(30)</sup>」と述べる。この判決をこれまでの一連の裁判例の中に位置づけることは困難である。<sup>(31)</sup>

(1) 伊藤進「判批」季刊教育法四二号(一九八二年)一一〇頁〔一一一頁〕(学校事故賠償責任法理(信山社、二〇〇〇年)所収、二〇三頁以下)。

(2) この分野において最も詳細な先行業績として、伊藤進・織田博子『実務判例 解説学校事故』(三省堂、一九九二年)四五七頁以下(なお、初出は同「学校事故賠償責任の判例法理(一一一)」判例評論三六七号一八六頁以下、及び同「同(一一二)」判例評論三六八号一七八頁以下)をあげることができる。その他、伊藤『学校事故の法律問題』(三省堂、一九八三年)三四九頁以下、同「学生の正課中・正課外の事故と私立大学の対応」大学時報一五二号(一九八〇年)三三二頁以下(前掲学校事故賠償責任法理所収、一八七頁以下)、下村哲夫「課外活動中の事故についての法律問題」大学と学生三三二卷(一九九一年)四頁以下、野村好弘「課外活動中の事故と大学の法的責任—顧問教官の法的責任との関連」大学と学生一九一卷(一九八一年)三三一頁以下、加藤

英俊「スポーツ系課外活動中の事故と大学の責任に関する試論」仙台大学紀要三〇巻二号（一九九九年）九三頁以下、角本尚紀「大学における課外活動事故と法的責任」神戸海星女子学院大学研究紀要三九号（二〇〇〇年）一七九頁以下等参照。

なお、後掲①判決につき大橋渡『問答式学校事故の法律実務』（学校事故法律実務研究会編、加除式、新日本法規、以下「法律実務」とする。）四八二、伊藤・季刊教育法一号（一九七四年）一〇五頁、および古田時博・判例評論一八二号二九頁、③判決につき喜多明人・法律実務九八一、④判決につき大橋・法律実務四八九、伊藤・前掲季刊教育法四二号一一〇頁、⑤判決につき大橋・法律実務四九七、および山本隆司・法時五五巻一号（一九八三年）二〇七頁、⑦判決につき織田博子・法律実務四九四の二の一、⑧判決につき青野博之・法律実務五四六、⑨判決につき織田・法律実務五〇〇の六、および下村・大学と学生二八八号（一九八九年）一九頁、⑩判決について石田喜久夫・京都学園法学一九九三ノ一号（一九九三年）三六頁、および伊藤・法律実務五五二、⑯判決につき奥野久雄・法律実務四九四の二の八、等の判例評釈がある。

(3) 本稿で念頭に置いている課外活動とは、大学と全く関わりを持たないサークル（インカレサークル等）ではなく、何らかの関わりのあるものに限定する。なお、用語について、一般に、課外活動のうち、スポーツ系のものをクラブ（部）、文化系のものをサークル（部）と呼ぶ大学が多い。そして、クラブにおいては大学側責任者を部長又は顧問、学生側責任者を主将と呼ぶことが一般的であるのに対し、サークルにおいては前者を顧問、後者を部長と呼ぶことが多い。さらに、クラブにおいては技術指導者としてのコーチ・師範を監督と呼ぶことがあるが、部長又は顧問が兼ねる場合も考えられないわけではない点に注意が必要である。また、本稿では、主に学校施設・設備の欠陥に基づく事故についても扱わない。

(4) 大学の課外クラブ活動における事故が民事事件で争われたもののうち、判例集に搭載されているものとしては、このほか、東京地判一九八一（昭五七）・三・二九学判一〇二一・三五七・三（国立大学端艇部の練習中の第三者との衝突死亡事故、東工大端艇部事件）、東京地判一九八三（昭五八）・九・九判時一二二五号一三一頁（私立大学のワンドーフォーゲル部活動中の滑落死亡事故、武蔵工業大学ワンドーフォーゲル部事件）、東京地判一九九〇（平一）・一一・二八学判一〇二一・五六九（国立大学テニス同好会合宿中の花火右眼直撃事件、東京学大テニス愛好会事件）があるが、大学の責任は追及されていない。また、東京地判一九九二（平四）・四・二八判タ七五六号一〇七頁（防衛大学パラシユート部降下訓練中の水死事件）、は防衛大学がいわゆる一般大学ではなく、さらにパラシユート部活動の性質に著しい特殊性が認められる事件であり、取り扱わない。

(5) なお、大学課外活動中の事故に関する裁判例は、伊藤・織田・前掲書四五七頁以下において詳細かつ網羅的な整理があり、本稿も参考にした。その他、判例を整理したものとして、角本・前掲論文一七九頁参照。

(6) 大学における事故に関してこのような法理論構成を主張するものとして、伊藤・前掲「判批」季刊教育法一一号一一二頁参照。また、石田・前掲「判批」四三頁も、国立大学の教員が対外的個人責任を負わないことと比較したうえで、個人の不法行為を前提にする法人の使用者責任ではなく、「大学じたいの不法行為責任を認めるのが王道というべきであろう。」とする。

(7) 安全配慮義務とは、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間ににおいて、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般に認められるべきものと解されており（参照、最三小判一九七五（昭和五〇）・二・二五民集二九卷二号一四三頁）、交告尚史「判批」教育判例百選「新版」（一九七一年）一六〇頁によれば、「学校についていえば、学校設置者が生徒の生命・健康等を危険から保護すべき義務である。」と解されている。

(8) 安全配慮義務を巡る状況について、差しあたり、奥田昌道「安全配慮義務」石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集中巻『損害賠償の課題と展望』（日本評論社、一九九〇年）一頁以下参照。なお、石田・前掲「判批」四六頁は、「安全配慮義務は、不法行為責任と債務不履行責任との中間的な責任の根拠のように思われる。」とする。

(9) この点につき、例えば、磯野弥生「クラブ活動に伴う事故」塩崎勤編『現代裁判法体系九 学校事故』（新日本法規、一九九九年）五〇頁〔五一頁〕は、「不法行為責任として構成する場合であっても、教師の安全配慮義務違反として構成する判例、予見可能性として構成する判例、両者が見られる。」と指摘している。

(10) 前掲⑬判決、八九頁。

(11) ちなみに、一般的に言って、安全配慮義務と一般不法行為法上の注意義務は全く同じものではない。この点につき、例えば、最高裁は、自衛隊内の交通事故事件において、運転者個人が負う通常の運転上の注意義務違反は、国 の安全配慮義務の内容に含まれるものではなく、また安全配慮義務の履行補助者が一般不法行為法上の注意義務を怠つたというだけでは、国に安全配慮義務違反があるとはいえないとしている。参照、最二小判一九八二年（昭五八）・五・一八民集三七卷四号四七七頁。

(12) 塩野宏『行政法II〔第二版〕』（有斐閣、一九九四年）二三五頁。

(13) 兼子仁『教育法〔新版〕』（有斐閣、一九七八年）五一八頁。

課外活動中の事故と大学の責任（二）（南川）

- (14) 阿部泰隆『國家補償法』（有斐閣、一九八八年）七八頁。
- (15) 宇賀克也『國家補償法』（有斐閣、一九九七年）二八頁。

(16) 阿部・前掲書七九頁。

(17) 宇賀・前掲書四五頁。

(18) 古崎慶長『國家賠償法』（有斐閣、一九七一年）一四頁。

(19) 阿部・前掲書七七頁。

- (20) 例えば静岡地沼津支判一九八九（平成元）・一二一・一〇判時一三四六号一三四頁。

(21) 塩野・前掲書二七六頁。

- (22) 伊藤「学校事故とスポーツ事故」大学時報一七七号（一九八四年）五一頁〔五三頁〕「前掲学校事故賠償責任法理所収、一八一頁以下」は、「私立と公立を問わず、今日では安全配慮義務違反を根拠としての賠償責任が生ずることになるが、その責任の性質が、契約責任なのか不法行為責任なのかそれとも第三の責任原理によるもののかは今後検討されなければならない。」と述べる。

(23) 例えば前掲⑨判決一〇〇頁は、「大学当局は、課外クラブ活動に關しても、在学契約に付隨する義務として、学生の生命、身体についての安全配慮義務を負うものであるから、（例外的な場合には）、大学当局自体が安全対策を講ずるかあるいはクラブ活動を中心とするよう勧告すべき義務があるというべきであるが、通常の個々のクラブ活動において大学当局が常にクラブ員の安全を配慮してクラブを指導監督しなければならないものではないというべきである。」とした上で、「大学当局は、ヨット部の通常の部活動である本件ヨットスクールにつき、ヨット部員の安全を配慮して、ヨット部ないしヨット部員に対し、具体的に指導監督すべき法的義務はないものというべきである。そうすると、大学当局がヨット部の通常の部活動である本件ヨットスクールにつきヨット部に対して具体的に指導監督すべき法的義務があることを理由とする原告らの被告国に対する国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」とする。また、前掲⑥判決一三八頁以下も、「結局、本件においては、被告に対し原告ら主張の如き債務としての安全配慮義務を認めることはできず、また、国家賠償法一条一項の損害賠償責任を認むべき安全配慮義務違反の事実を認めるることもできない。」と述べる。

(24) 伊藤・織田・前掲書八〇一頁は、「不法行為構成をとる場合も債務不履行構成をとる場合も、教師等学校側の注意義務・安全配慮義務の範囲や義務違反の認定基準については、異なるところはない」と述べており、これが通説である。その他、青野博之「学校事故の特質と注意義務」前掲『損害賠償の課題と展望』八六頁以下参照。

(25) この用語法は伊藤・織田・前掲書に倣つた。

(26) 芝池義一『行政救済法講義〔第二版補訂版〕』(有斐閣、二〇〇三年)一二〇頁。

(27) 芝池義一「国家賠償法における過失の二重性」民商法雑誌一一一卷三号(一九九五年)三五一頁〔三六五頁〕。

(28) 例えば、静岡地判一九八八年(昭六三)・一・四判時一二六六号九〇頁。

(29) 例えば、伊藤・前掲大学時報一五二号三四頁は、「大学は、原則として学生の教育活動の範囲においてのみ安全保持義務があるということである。」と述べ、同・前掲「判批」季刊教育法一一一号一一二頁も、「大学の責任を考える場合には、最も重要なことは、課外活動が大学教育の一環であるかどうか」であるとする。

(30) 最判一九八三(昭五八)二・一八民集三七卷一号一〇一頁〔一〇四頁〕。

(31) 前掲②判決、一〇二一・三一・三〇。

(32) 例えば、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』三五〇頁は、大学の課外クラブは大学の組織の一環をなすものではなく、また、大学の課外活動はあくまでも学生の自由意思にその根拠を置き学生の創意工夫によつてなされているものであることを理由に、「大学の課外クラブ活動は、今日では、一般的には、大学の実施する教育活動の一環をなすものとはいえない。」とし、下村・前掲大学と学生三二二号九頁、同・前掲「判批」一二二頁も、「課外の部活動についても、大学の実施する教育活動とは認めないのが建前である。」と述べている。

(33) 伊藤・前掲書『学校事故の法律問題』三五〇及び三五一頁によれば、クラブ活動は教育の一環ではないが、クラブ活動が大学生活の領域内で行われる以上、その活動に関する安全保持義務は大学にあるものと考えた上で、この安全保持義務を在学契約に付随する義務と位置づけていた。ただし、その際の適用法条については、国公立大学においては、クラブ活動が教育活動の一環ではないことから、国家賠償の適用は困難であり、私立大学の場合をも含めて、民法七一五条の使用者責任が適用される、と述べている(伊藤・前掲書三五三頁)。また、下村・前掲大学と学生三二二号九頁も、「とはいえ、課外の部活動も大学生活の領

域で行われている以上、大学側に一応の安全配慮義務があることは否定できない。」としている。

前掲⑤判決

前掲⑤判決四二一頁。

前掲⑤判決四二二頁。

前掲⑨判決九九頁。

前揭⑨判決九九頁。

ここであげたものの

前掲⑧判決。ただ

はいえないでしょ、

前揭⑭判決。

前揭⑭判決一六八頁。

伊藤川穂田・前掲書四

自注的判断能力

大学課外クラブ活動

卷之三

卷一百一十一

高  
等  
教  
育  
機  
關  
二  
二

八略の三段の「バ」

前編 別冊一三二四

雨林半注

この半決は 管理教

この判決は、管理教育権限が大学の目的達成のために必要な事項に認められ、課外活動を教育の一環と位置づけることを前提とした上で、管理・教育権限を論じているとも理解することができる。ちなみに伊藤・織田・前掲書四五八頁は、この判決を、クラブ活動が大学教育活動の一環であると位置づけた裁判例であるとみる。また、判決中の事実認定において、本件大学が教育

活動の一環として学友会を設立したことを見定している。

(46) 本判決がこのような立場をとった理由としては、原告が「学長をはじめ、その管理・運営の決議機関たる教授会が、本件ヨツト部の活動に関し、同部に所属する学生に対する安全配慮義務を懈怠し、右懈怠の結果、本件事故が発生したものと主張」していたことが考えられる。

(47) 前掲⑩判決。

(48) 前掲⑩判決一一七頁。

(49) 前掲⑩判決一一七頁。

(50) 「もつとも、本件事故自体は、場所的に被告学園の管理可能な領域で発生したものではないけれども、それはたまたま危険の具体化の場がそつだつたというだけのこととて、客観的に予測できる該危険が管理可能な領域において存した以上、安全配慮義務懈怠の責めを免れることはできないと解するのが相当である。」前掲⑩判決、一一七頁。

(51) 前掲⑫判決。

(52) 前掲⑫判決六一頁。

(53) 前掲⑫判決六一頁。

(54) 伊藤・織田・前掲書四五七頁参照。

(55) 前掲⑭判決一六八頁。

(56) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(57) 前掲⑤判決四一一頁。

(58) 前掲⑦判決八六頁。

(59) 具体的には、「(大学当局は)、本件合宿におけるトレーニングの具体的な予定を事前に把握して、その内容の変更を指示するなどの措置をとるべき義務はない。」(前掲⑮判決二七五頁)とする。

(60) 前掲⑦判決八六頁。

(61) 前掲⑥判決一二三八頁。

- (62) 前掲⑥判決二三八頁。
- (63) ただし、加藤・前掲九六頁は、「もつとも、顧問教官の一般的、抽象的な指導助言義務の懈怠が認められたとしても、この懈怠と事故との因果関係が認められることは凡そありえないであろう。」と指摘する。
- (64) 前掲⑭判決一六八頁。
- (65) 前掲⑭判決一六八頁。その他、同旨多數。
- (66) このように自主的活動を義務の減殺理由にする裁判例に対し、山本・前掲「判批」二二〇頁の「大学における課外活動について考慮されるべき『自治』『自律』というファクターは、注意義務軽減事由ではなくて、ただ、その注意義務の具体的履行方法につき外部機関から干渉を受けることなく、あるいは他の外部機関に優先して考慮・選択できるということを意味するにすぎないのではなかろうか」との批判がある。
- (67) 前掲⑧判決一一五頁。
- (68) 学説においても、例えば古田・前掲「判批」三三二頁は、「保育園から小中学校、大学へと進むに従つて教育を受ける者の判断能力は高くなり、それに反比例して学校側の指導監督義務は低くなると考えねばならぬ。」とする。
- (69) 前掲⑤判決四二一頁。同旨、前掲⑨判決九九頁。
- (70) 前掲⑤判決四二一頁。同旨、前掲⑨判決一〇〇頁。
- (71) 齊藤博志「判例の紹介 体育専門の国立大学における課外活動に負う大学の安全義務」民事研修四五五巻（一九九五年）四六頁〔四九頁〕には、鹿児島地判平四・六・二九（判例集未搭載）及び同事件の控訴審判決である福岡高裁宮崎支部判平六・三・一六（判例集未搭載）の紹介があり、体育専門の国立大学である鹿屋体育大学のレスリング部活動中の事故について、体育専門の大学についても一般の大学と異なつて考える余地がないことが原審・控訴審によつて示された、としている。
- (72) 前掲⑦判決八五、八六頁。
- (73) 前掲⑦判決八六頁。
- (74) 大学における安全義務について、正課と課外活動を区別するこれらの裁判例に対し、齊藤・前掲五一頁は、「大学生の課外活動が、その成人に準じる肉体的精神的能力を前提として、その自主自律を本質とするものであるというところに根ざしている

のであり、正課においても大学の授業は中学や高校などと異なり学問研究の本則に則るべきものであり、学生が自主的自律的に授業なりに加わって研究活動を行うべきという点で、課外活動との本質的差異はないはずである。」とする。

これについては、伊藤＝織田・前掲書四五九頁も参照。

(75) 前掲⑨判決九九頁。

(76) 前掲⑧判決一一五頁。

(77) 前掲⑭判決一六八頁。

(78) 前掲⑤判決四二一頁、同旨前掲⑨判決一〇〇頁。

(79) 前掲⑯判決は、合気道部の練習において、練習中に上級生の投げにより下級生部員が頭部を打つことが稀ではなく、危険性の認識が甘かったと指摘しつつも、この類型には該当しないとする。

(80) (81) 前掲④判決一一八頁。ただし顧問の義務に関して論じた部分である。その他、「その管理する施設に安全性を欠く状態が生じた場合」(前掲⑦判決八六頁)。

(82) 前掲⑦判決八六頁。

(83) 前掲⑯判決二七五頁。

(84) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(85) 前掲⑥判決一三八頁。

(86) 前掲⑤判決四二一頁。

(87) (88) ちなみに、大学の責任が実際に認められたのは、リンチ・暴行事件だけである。なお、下村・前掲「判批」二二一頁は、前掲①判決が①に相当するとしている。

前掲⑤判決四二一頁、同旨前掲⑨判決一〇〇頁。

(89) 前掲⑯判決一六八頁。

(90) 前掲⑦判決八六頁。

(91) 前掲⑦判決八六頁。

- (92) 前掲⑨判決一〇〇頁。
- (93) 前掲⑦判決八六頁。
- (94) 以下においては、大学の教職員が就任することが予定されている「顧問・部長」と、OB等大学外部の者の就任も考えられる技術指導者としての「監督」を区別し、顧問の責任については前者を念頭に考えることにする。
- (95) 前掲⑭判決一六七頁。
- (96) 前掲⑦判決八五頁。
- (97) 前掲④判決一一八頁。
- (98) 前掲⑧判決一一五頁。
- (99) 前掲⑤判決四二二頁。同旨、前掲⑨判決、一〇〇頁。
- (100) 具体的には、「顧問及び副顧問が、原告主張のごとく事前に現地を調査して注意・警告を与えたり、現地においても注意・警告を徹底させる義務を負うものとは認められないといわねばならず」（前掲⑧判決一一五頁）、「学外集会届に署名・押印する際に本件合宿におけるトレーニングの具体的な予定を聴取すべき義務があつたということはできない。」「（仮にトレーニングの具体的予定を事前に知っていたとしても）本件合宿にあたりトレーニングの内容の変更を指示するなどの措置をとるべき義務があつたということはできない。」（前掲⑯判決二七四頁以下）、等。
- (101) 前掲⑦判決八五頁。
- (102) 前掲⑤判決四二二頁、同旨前掲⑨判決一〇〇頁。
- (103) 前掲⑭判決一六七頁。
- (104) 前掲⑦判決八五頁。
- (105) 前掲④判決一一六頁。ただし、一部の規約内容である。
- (106) 前掲⑤判決四二三頁。その他、同旨前掲⑨判決一〇〇頁、前掲⑧判決一一五頁。
- (107) 前掲⑯判決一六七頁。その他、同旨前掲④判決一一六頁。前掲⑧判決一一五頁。
- (108) もつとも、前掲⑯判決の場合、「長崎大学学生通則」に、同大学専任の教授、助教授、講師又は助手の中から顧問教官を定め

ること、「学生団体は、行事について常に顧問教官と密接な連携を保たなければならない。」、および「顧問教官は、課外教育活動の効果を高めるため適切な助言を与える。」との規定があつたが、これらの定めが直ちに法的義務の根拠となるものではないと判示している。前掲⑯判決二七四頁。

(109) 前掲⑭判決一六七頁。

(110) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(111) 前掲④判決一一六頁。

(112) 前掲⑯判決一六七頁。

(113) 前掲⑤判決四二三頁、同旨前掲⑨判決一〇〇頁。

(114) 前掲⑦判決八五頁。

(115) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(116) 前掲⑦判決八五頁、同旨④判決一一六頁。

(117) 前掲⑤判決四二二頁。

(118) 前掲⑦判決八五頁。

(119) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(120) 前掲⑤判決四二二頁。

(121) 伊藤・前掲書『学校事故の法律問題』三五四頁も、「課外クラブ活動計画の届出制がとられている場合でも、そのような届出は、危険防止の観点から報告的に行わせる場合が多いし、これに基づいて具体的に指揮監督することを目的としたものではない」とする。

(122) 顧問の選任手続関して大学が顧問を委嘱する例として、林敏弘「課外活動に対する安全指導についてー早稲田大学体育各部の場合」大学と学生三二二号(一九九二年)二五頁〔二七頁〕によれば、早稲田大学においては学則の一つである「体育局規則」に、「各部に一人の部長を置き、当該部の運営を統括し、所属部員の指揮監督をする」との規定があり、部長は、教授の中から大学によつて嘱任され、体育局には学部の教授会に相当する「協議委員会」があつて、部長の嘱任及び解任はそこで審議される。

(123) 前掲⑭判決、一六七頁。ただ、このような「逸脱行為」があつた場合に、山本・前掲「判批」二二〇頁は、「『名を貸しているだけの顧問』では問題の『危険を生じうべき』事態の発生を事前に把握することができるかも疑問である。」と批判する。

(124) 前掲④判決一一八頁。

(125) 大橋・前掲「判批」法律実務四九〇も、「技術指導者としての師範Y2にその能力がなく、そのことをY3(部長)が知りながら夏季合宿中の指導を任せていたというような、特別の事情がある場合には、Y3の過失が認められることもあり得ると思われます。」とする。

(126) この点に関し、事件当時、関西医科大学カヌー部の顧問(教員)は、大阪府カヌー協会の理事であり、愛媛大合気道部事件の顧問(教官)は、合気道四段の実力者で、自分で学外に道場を主宰していた。また、大教大ヨット部の顧問(教官)は、顧問就任前の時点で小型ヨットに三年、大型ヨットに五年間乗艇した経験があり、ヨットについての知識が相当あつた。

(127) 前掲⑨判決一〇〇頁。

(128) もつとも部長・顧問が技術指導者(監督)の役割をも果たしている場合は、事情が異なつてくると思われる。このような事例は今のところ裁判例には見あたらないが、学説においては、「顧問教官が、当該クラブ活動に関する専門家であつてクラブの通常の練習において指導したり、練習計画の策定に参画して指導的な役割を演じていた等特別の事情のない限り、顧問としての地位において指導監督義務違反の責任を問われるとはないでしょう。」(織田・前掲法律実務五〇〇の七)とする見解がある。しかしこの点は、なお検討を要すると思われる。

(129) 前掲③判決。

(130) 前掲③判決五一頁。

(131) 同旨、伊藤・織田・前掲書四六六頁、松本・前掲九七頁。喜多・前掲「判批」九八一も、「したがつて、部長Cにおいては、

日常的直接の指導監督の下で堀穴より侵入してきた幼児をその都度排除する等の措置をとることは事実上困難であったとみられ、むしろ監督・部員より進言を受けて堀穴の補修等、物的な安全措置をとることが根本的な解決策であつたと考えられます。」とする。ただし、野村・前掲三六頁は、「一般に、課外活動中の事故における大学・部長の責任は、被害者が学生の場合と第三者の場合とでその注意義務の程度が異なると考えられることがある。さらに、学生についても当該部員の場合と部員以外の学生

によつて、また第三者についても危険判断力、回避能力の程度によつて、要求される注意義務の程度は異なると考えるのが妥当である。本判決は、被害者が第三者でしかも判断力の乏しい園児の場合について、野球部長の高度の注意義務を具体的に明らかにしている。」として、被害者が第三者であり、しかも園児であることに注目して、この判決を疑問としない。また、伊藤・前掲「判批」季刊教育法四二号一一三頁は、この判決を物的管理面での注意義務があるとした判例であると解した上で、城西大事件で示された大学が個別具体的な安全義務を負う例外的な場合である「管理面からの安全を守る義務」と共通するものであると解している。